

低入札価格調査の実施概要

工 事 名 : 護岸前出し工事
 調査対象者 : 松田・八紘特定建設工事共同企業体
 所 在 地 : 西宮市高松町 20 番 21 号

項 目	内 容
1. その価格により入札した理由	(理由書の概要) ・今回工事施工場所の近隣にて別途工事を施工中であるため現地の状況をより熟知しており、また、JV 双方にて入念な現地調査を行った結果、工事価格、品質、安全性について確実に対応可能である。 ・現在、他の現場において当該工事と同工種である鋼矢板打設工を施工中であることや、同種工事の施工実績もあるため、施工全般にあたってコストダウンを図ることができた。 ・諸経費については、今回工事施工場所と本社の位置的条件や、施工場所の近隣で JV 組成会社と同企業や、JV 組成会社の単独案件の工事が施工中のため削減が可能となった。
2. 積算内訳書及び積算内訳に対する明細書	・参考内訳明細書（金抜き設計書）に対応した積算内訳書及び明細書の提出があり、入札価格（工事費内訳書）と合致する金額で、契約対象工事の施工にあたって必要となる全ての費用が計上されている。
3. 配置予定技術者名簿 資格：監理技術者	・添付資料により、入札公告で定めた条件（資格、雇用関係など）を満たすことが確認できる。
4. 建設副産物の搬出先	・発生する全ての建設副産物について、受入れ予定先の見積書が添付され、適正な処理費用が計上されている。併せて、受入れ予定先において、建設副産物の処理等を行うにあたり、必要となる許可証の写しも添付されている。
5. 上記 1 から 4 までの内容についての調査検討	・協力会社の見積書が添付され、計数的にもその内容が積算内訳書及び明細書に反映され、設計仕様に支障ないと判断できる。 ・積算内訳書及び明細書を確認した結果、違算、脱漏は認められず、適切に工事内容の把握が行われていると判断できる。 ・工事価格は、低く見積られているが、全体として企業努力によるコストダウンの範囲内であると判断できる。 ・建設副産物の処理費用は、適正に計上されており、搬出先や処理体制についても支障ないと判断できる。
6. 契約の適否に関する判定結果	・調査対象者の応札額、提出された資料を検証した結果、「西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領」第 11 条第 2 項各号に掲げる、失格または、履行不可能のおそれがあるとする判断基準のいずれにも該当せず、調査対象者の価格によっても、当該契約の内容に適合した履行が可能であると認めた。